

新公審査答申（個）第74号
令和6年8月28日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和2年2月13日付け、新民協第326号によって諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市長（以下「実施機関」という。）が、令和元年9月17日付け、新広聴第279号の2により行った非開示決定は妥当である。

第2 事実関係

- 1 答申に至る経緯は次のとおりである。審査請求人は、令和元年9月4日、新潟市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、請求人が10月23日に弁護士無料相談を受けたが、この相談に関し、契約書に基づき市が弁護士会に支払った金額を示すもの（以下「本件請求文書」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。
- 2 実施機関は、本件請求に係る公文書を保有していないとして、非開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、令和元年9月17日付けで審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和元年9月18日付けで、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 実施機関は、令和2年2月13日、条例第27条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。
- 5 当審査会における審査の過程は、次のとおりである。

令和2年 2月14日	諮問書受理
令和5年12月18日	審査会開催（第1回）
令和6年 1月29日	審査会開催（第2回）
令和6年 4月30日	審査会開催（第3回）
令和6年 5月31日	審査会開催（第4回）
令和6年 7月26日	審査会開催（第5回）

第3 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書を確認したところ、審査請求人が主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

- 1 私が10月23日に弁護士無料相談を受けたが、この相談に関し、契約書に基づき市が弁護士会に支払った金額を示すものを開示請求している。私が受けた相談の時間がオーバーしたと市は説明しているが、オーバーした時間を含めて開示すべきである。
- 2 契約に基づいて、市が支払っているのだから、開示請求に対して開示しなければならない。
- 3 市は県弁護士会との契約で委託料を支払っている。委託料は市税から支払われている委託料の単価を知る権利は市民にあるはずである。
- 4 10月23日に相談を受けた時間が、30分を過ぎたと言っているが、過ぎた時間はどのように反映されるのか、されないのか判明されない。時間が過ぎたとしても、委託料は支払っているのかを示すべきである。
- 5 予約がキャンセルされた場合は、委託料を支払うのか。事前にキャンセルが判明していた場合、当日キャンセルになった場合の委託料はどうなっているのかを示すべきである。
- 6 契約に基づく委託料の単価を示せばよく、その上で延長したとすれば、その委託料はどうするのかを示すべきである。

第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

本市の弁護士無料相談は、委託契約にて、県弁護士会から各区の相談会場に1回につき3時間として弁護士を派遣していただき、市民からの相談は一人30分間を6枠用意して事前予約の上で実施しており、委託料は県弁護士会に3か月ごとに各区相談会場への派遣実績回数を記載した履行届を提出させ、本市は派遣実績を確認して委託料の支払いを行っている。

審査請求人は、条例に基づく個人情報開示請求書により、審査請求人の弁護士無料相談利用に係る委託料の支払いを示す文書の開示を求めているが、個人情報非開示決定通知に記載のとおり、県弁護士会に支払った金額を示す請求書や支出命令書等の文書には個人情報の記載はなく、条例に基づく開示請求に係る開示対象文書が存在しないため、非開示決定としたものである。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求は、県弁護士会に支払った金額を示す公文書には個人情報が含まれ

ていないことを理由に文書不存在として本件決定を行ったところ、審査請求人から本件決定の取消しを求めてなされたものである。以下、実施機関の判断の妥当性について検討を行う。

2 本件請求について

(1) 本件請求は条例第13条第1項に基づいて行われており、条例によれば、個人情報開示請求は、実施機関が保有する自己に係る個人情報が記録された公文書を請求することができる定められている。

(2) 審査請求人は、自身が受けた弁護士無料相談に関し、契約書に基づき市が弁護士会に支払った金額を示すものを請求したと主張している。

一方で、実施機関は、県弁護士会に支払った金額を示す公文書はあるが、その公文書に個人情報は含まれていないため本件請求文書は保有していないと主張している。

3 本件請求文書を保有していないことについて

そこで、当審査会は、本件請求に関する県弁護士会に支払った金額を示す公文書の提出を求め見分を行った。

その結果、実施機関からは、請求書、履行届及び支出命令書の提出があったが、いずれの公文書にも、実施機関が前述第4で述べているように、3か月分の委託料金額の記載はあるものの、審査請求人を識別できる情報は一切記されていなかった。

4 以上のことから、本件請求文書を保有していないとする実施機関の説明には不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、実施機関が行った本件決定は妥当である。

5 なお、審査請求人は、その他にも主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

6 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

(第1部会)

委員 松永仁、委員 池睦美、委員 岩寄勝成